

食品衛生トピックス 《2015/02/09》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、インド産ひよこ豆から基準値を超える残留農薬（グリホサート）が検出された事例があったことから、下記の食品については検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年2月6日

対象国：インド

対象品目：ひよこ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

検査項目：残留農薬（グリホサート）

【グリホサートについて】

1. 有機リン系除草剤
2. 許容一日摂取量は、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)による許容一日摂取量は、体重1kg 当たり1mg/日です。
3. 体重60kgの人がグリホサートが5.0ppm 残留したひよこ豆を毎日12kg 摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. グリホサートは、ひよこ豆には2.0ppm の基準値が適用されます。

【インド産ひよこ豆のグリホサートに係る違反の内容】

1. 品名：ひよこ豆

輸入者：〇〇〇 有限会社

輸出者：KOGTA IMPORT EXPORT PVT LTD.

届出数量及び重量：255 カートン、6.38 トン

検査結果：グリホサート 5.0 ppm 検出（基準値：2.0 ppm）

届出先：横浜検疫所

日本への到着年月日：平成 27 年 1 月 18 日

違反確定日：平成 27 年 2 月 6 日

貨物の措置状況：全量保管中